

委 託 仕 様 書

1. 業務名

各務原市介護認定調査員支援システム導入・運用業務

2. 業務の目的等

本業務は、介護保険法第27条第2項に基づき実施する認定調査に関連して介護認定審査会資料を作成する業務において、介護認定調査員支援システムおよびタブレット端末を導入することにより、調査員が訪問先でヒアリング内容を直接タブレットに入力できるようにし、帰庁後の調査票等作成作業の効率化を図るものである。

さらに、調査結果及び特記事項(自由記述)の整合性チェックについて、目視による確認をAI技術を用いたシステムを導入することで、現在の確認時間および人的負担を大幅に軽減し、介護認定に要する時間の短縮等による住民サービスの向上を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

なお、介護認定調査員支援システムの運用開始時期は令和9年4月1日とする。

ただし、同年3月19日までに介護認定調査員支援システムの導入、初期設定及びタブレット端末機等への設定を完了させた上で、動作確認及び管理者と利用者への講習会を完了しておくこととする。なお、介護認定調査員支援システムに関する使用料は運用開始時期の4月1日から発生するものとする。

4. 履行場所

各務原市内 ほか

5. システム要件

受注者は本市がシステムを使用できるように、システムおよび機器設定等の稼働環境を整備すること。導入するシステムは下記の機能要件を有すること。

(1) 機能要件

様式5「機能要件確認書」の必須機能を満たしていること。なお、調達するシステムは、「要介護認定における「認定調査票の記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について(平成21年9月30日老老発0930第2号)」に定める認定調査票の記載に必要なすべての項目について入力できる機能を有すること。今後、法令の改正や国からの通知等により、追加及び改修が必要な機能に変更が生じた場合は、本市と協議の上、適切に対応すること。

(2) ハードウェア調達

受注者は、システムの動作環境として必要となるハードウェア一式を調達、各システムが使用できるように設定を行った上、本市に納入すること。

ハードウェアはシステムの運用に支障のない、十分なスペックとなるものを選定すること。

なお、調達したハードウェアは原則として本市所有物とする。

数量および規格等

- ① 介護認定調査員支援システム用タブレット型端末 18 台
 - (a) Wi-Fi モデル
 - (b) 画面サイズ 10 インチ以上
 - (c) OS Android14 以上、iOS18 以上
 - (d) メモリ 4GB 以上
 - (e) ストレージ容量 128GB 以上（内蔵タイプ）
 - (f) OS については最新のバージョンが利用できること
 - (g) AC アダプタ及び充電ケーブルが付属されていること
 - (h) 色は、全て同一色とすること
 - (i) バッテリー駆動時間は、一般的な使用において 9 時間以上の使用に耐えること
 - (j) 端末の全面及び背面にカメラを内蔵し、HD 画質以上のビデオ撮影が可能であること
 - (k) スピーカー及びマイクを内蔵していること
 - (l) Wi-Fi6 以上、Bluetooth5.1 以上に対応していること
 - (m) USB Type-B または Type-C で接続可能であること
 - (n) 新品であること
- ② タブレット用タッチペン 18 本
 - (a) ①で選定したタブレット型端末に対応していること
 - (b) パームリジェクションに対応していること
- ③ タブレット専用カバー 18 個
 - (a) ①で選定したタブレット型端末に対応していること
 - (b) スタンド機能のあるものとする
- ④ タブレット用フィルム 18 個
 - (a) ①で選定したタブレット型端末に対応していること
 - (b) タッチペンによる筆記時において、紙面に近い摩擦感および書き心地が得られる表面加工が施されていること
- ⑤ タブレット用キーボード 18 個
 - (a) ①で選定したタブレット型端末に Bluetooth にて接続可能なこと
 - (b) キー配列は日本語配列であること
- ⑥ データ転送ケーブル 1 本
 - (a) 職員用パソコン（USB Type-A）と導入するタブレットが接続可能なケーブルであること
 - (b) USB 2.0 以上に対応すること
- ⑦ 充電タップ
 - (a) 構成及び数量は問わないが、①で選定したタブレット全台を同時接続し充電可能なものであること

(3) 機器設定

- ① 起動及び端末初期設定を行い、通常利用可能な状態にすること。初期パスワードについては、別途本市から指示する。
- ② タブレット型端末、AC アダプタ、タブレット専用カバー、タッチペン、キーボードには 1 台ごとに管理番号を付し、それぞれに貼り付けすること。詳細は別途協議すること。

6. 業務実施内容

(1) 業務実施計画書の作成

本業務に着手するにあたり、プロジェクト管理を行うための体制、作業内容、作業間の役割分担、会議体、進捗管理、課題管理等について記載した業務実施計画書を契約締結後 2 週間以内に作成・提出し、本市の承諾を得ること。

(2) 要件定義・設計

本仕様書・提案書等を基にシステムの機能要件、カスタマイズ、稼働環境、業務運用及びサービス内容を決定するため、要件定義を実施すること。なお、要件定義終了後、速やかに要件定義書として作成し、本市の承認を得ること。

要件定義の結果に基づき、画面や帳票などの仕様及び関連システム等との連携の仕様を設計書として作成し、本市の承認を得ること。

(3) システム設定

介護認定調査員支援システムおよび介護認定事務支援 AI サービスの稼働に向けて必要となる各種設定作業を実施すること。

(4) 導入、調整及びテスト

本システムに必要となるソフトウェア等の導入、環境設定等システム稼働に必要な設定を行い、各種テストを行うこと。

受注者は、テスト工程の作業の着手にあたり、具体的な作業実施方針及び作業計画等を記載したテスト計画書を作成し、本市の承認を得ること。

受注者は、テスト計画書に基づいてテストを実施するとともに、その結果と品質に責任を負うこと。

(5) 運用支援

本システムの運用に関する事務処理等が円滑に進められるように、検証(機能検証・データ検証等)を実施するための支援を行うこと。

(6) 障害対応

障害発生時には、速やかに対応し、迅速に復旧させること。また、復旧後は障害の原因について職員に説明し、対策を協議すること。円滑なシステムの稼働を確保するために、必要な機能修正や変更等を行うこと。

(7) 故障等に伴うデータセットアップ

導入したタブレットのメーカー保守期間内にタブレット故障による交換が必要となった場合は、当該端末の初期設定およびシステムインストールを無償で行うこととし、タブレット端末の追加及び故意による交換が必要となった場合は、当該セットアップに係る当該費用については本市と協議の上で決定する。

7. システム運用業務

(1) 運用時間

24 時間 365 日利用できること。(メンテナンス等による一時的な停止を除く)

(2) 問い合わせ対応

① 電話またはメールでの問い合わせ対応を実施すること。

② 問い合わせ対応は平日午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)とすること。

8. 研修

職員を対象とした操作研修を本稼働日前に現地（各務原市役所を想定）にて1回実施すること。

（1）研修の対象人数、時間は以下とすること。

- ① 介護認定調査員支援システム
対象人数：20名程度
研修時間：1.5時間程度
- ② 介護認定事務支援AIサービス
対象人数：10名程度
研修時間：1.5時間程度

（2）研修資料等は必要部数を受注者が用意するものとする。

（3）操作研修後の問い合わせについても、適宜対応すること。

9. 納品物

本業務における以下の成果物を納入すること。

- （1）介護認定調査員支援システム 一式
- （2）介護認定事務支援AIサービス 一式
- （3）ハードウェア 一式
- （4）業務実施計画書（電子データ）
- （5）各システムの操作マニュアル（電子データ）
- （6）作業完了報告書

10. 納入作業

- （1）本市が指定する場所に納入すること。（各務原市役所 本庁舎を予定）
- （2）納入作業時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、詳細については本市と協議を行うこと。
- （3）作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、当市と協議を行い、その結果は速やかに本市に報告すること。
- （4）納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。

11. 支払方法

- （1）タブレット型端末機等の購入、初期設定、システム環境構築費及び職員研修にかかる費用（以下「初期費用」という。）については、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- （2）介護認定調査員支援システムおよび介護認定事務支援AIサービスの使用に関する費用（初期費用を除く）は、年1回の後払いとする。なお、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- （1）受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

- (2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

13. その他

(1) セキュリティポリシー及び法令遵守

- ① 当市が保有する情報資産全てに対し、高度な安全性を確保するために、「情報セキュリティポリシー」を制定しているため、本業務の遂行に当たっては、「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
 - ② 業務を実施するに当たり必要な法令は遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、業務上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、当市の同意なくして第三者に漏えい又は開示してはならない。なお、業務終了後であっても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については発注者と協議の上決定する。
- (4) 本システムの導入において、遂行上知り得た一切の情報は本業務のみで使用し、本市の同意なくして第三者に漏えいまたは開示してはならない。
- (5) 本業務の実施完了後は、これに関する情報を本市へ返却するか確実に廃棄すること。
- (6) 個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法令及び規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し個人の権利または利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うこと。